

記入要領

●転学前直近の適格認定(家計)を転学日時時点の生計維持者で未実施の場合は、**本願出を提出できません。**

【例】
2026年10月にB大学へ転学し、B大学での給付奨学金継続を希望。転学時点において、2026年4月の在籍報告で届け出た生計維持者から変更が生じていた。

原則として、以下の①～⑥のいずれかの事由が発生していた場合は生計維持者が変更になります。

①父又は母と死別した。
②父母が離婚し(又は離婚調停中)で別生計である。
③父又は母がDV被害を受けている。
④父又は母が行方不明である。
⑤父又は母と意思疎通が困難になっている。
⑥学生本人が両親ではなく、配偶者に扶養されている。

①～⑥のいずれか一つに
でも当てはまる場合

本願出(転学奨学金継続願)を提出できません。
転出校で給付終了の手続きが済んだことを確認
のうえ、
スカラネットから新規申込みをしてください。

●収入基準により「停止(支援対象外)」中の場合は、**本願出を提出しても原則継続が認められません。**

(※1) 転学前の支援区分が「**第四区分(対象外)**」に該当する者が、その期間内に私立理工農系学部(学科)該当の学部(学科)に転学する場合は**継続可**。
(※2) 転学前の支援区分が「**第四区分(理工農)**」に該当し、その期間内に私立理工農系学部(学科)非該当の学部(学科)に転学する場合は**継続不可**。

■願出全体にかかる注意事項

	○黒又は青のボールペンで記入していますか。	【よくある不備】
		×消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンで記入している
訂正方法	○誤記入を訂正する場合は、訂正箇所全体に二重線を引いて、はっきりと読み取れるように、訂正箇所の直近余白に書き直していますか。 訂正印は不要です。	×修正液や修正テープで訂正している ×塗りつぶし、なぞり書きで訂正している

■奨学生本人の情報

		【よくある不備】
※1 提出日	○学校に願出を提出する日を記入していますか。	
※2 本人署名	○奨学生本人が願出に直接署名していますか。	×印字されている ×願出コピーやPDFを提出

■学籍の状況

		【よくある不備】
※3 学校、学部・課程、学科・研究科、標準修業年限	○漏れなく記入していますか。	
※4 学年・卒業予定期	○漏れなく記入していますか。 ※カリキュラム上、学年を下がって転学した場合であっても、継続手続きができます。 ※単位を引き継いでの転学ではなく、元々在籍していた学校を退学後に、新しい学校へ改めて入学する場合は、継続願は提出できません。	
※5 転学年月日	○転出校を退学してから1年以内に転入校に転学していますか。 ※1年を経過した場合は、継続願は提出できません。 (例)2025/3/31にA大学を退学、2026/4/1にB大学に転学した場合は1年を経過しているため、継続できません。	×転出校を退学してから、1年経過後に転学した

■資産状況

		【よくある不備】
※6 資産額	○漏れなく記入していますか。 ※転学時点のあなたと生計維持者(原則父母)の資産の額をそれぞれ記入してください(1万円未満切り捨て)。資産額が0円の場合も空欄とせず『0』と記入してください。 資産額の合計が5,000万以上(多子世帯に属する場合は3億円以上)の場合は、本願出を提出しても継続不承認となります。	